

「クリエイティブ関連企業合同企業説明会」実施業務 プロポーザル実施要領

本要領は、「クリエイティブ関連企業合同企業説明会」実施業務に係る業務の契約相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定めるものである。

1 業務の名称

「クリエイティブ関連企業合同企業説明会」実施業務

2 発注者

群馬県知事 山本一太 （担当課：eスポーツ・クリエイティブ推進課）

3 趣旨・目的

群馬県では、「クリエイティブの発信源」の実現を目指し、クリエイティブ関連企業の誘致に取り組んでいる。

その一環として、業界に特化した合同企業説明会を県内にて開催することで、クリエイティブ関連企業と県内人材との接点を設けるとともに、県と企業の繋がりや醸成、県の各種施策（tsukurun や TUMO 等）の認知向上により、企業誘致・産業移転のきっかけを創出する。

4 業務の内容・予算額

「クリエイティブ関連企業合同企業説明会」実施業務仕様書のとおり

※応募に要する経費は含まず、提案者の負担とする。

※採用された提案者に対しては、採用された企画提案に基づき業務内容を調整の上、再度見積を依頼する。

5 応募資格

次の条件の全てを満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 群馬県の入札参加制限を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 会社法に基づく清算の開始、破産法の規定に基づく破産申し立て、会社更生法の規定に基づく更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法の規定に基づく再生手続き開始の申し立てがなされている者（再生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く）でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第3条及び第4条による指定を受けた指定暴力団等及びその暴力団員でないこと。
- (5) 委託契約における業務受託者として、契約責任を果たす能力を持ち、財政的健全性を有していること。
- (6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (7) 所在地において国税、都道府県税、市町村税の滞納をしていないこと。

- (8) 本業務の執行にあたり、群馬県の指示に従い、経理処理や業務遂行、その報告などを適切に行う事務的管理能力を有しており、そのための体制が整備されていること。

6 スケジュール

- | | |
|------------------|---------------------------|
| (1) 企画提案募集開始 | 令和7年4月30日(水) |
| (2) 質問受付期限 | 令和7年5月9日(金)正午【必着】 |
| (3) 参加申込期限 | 令和7年5月14日(水)正午【必着】 |
| (4) 応募期限 | 令和7年5月16日(金)正午【必着】 |
| (5) 審査(書類審査) | 令和7年5月19日(月)～5月22日(木)【予定】 |
| (6) 優先交渉者の決定及び通知 | 令和7年5月23日(金)【予定】 |
| (7) 契約締結・業務開始 | 令和7年5月下旬【予定】 |
| (8) 契約期間 | 契約締結日～令和8年3月27日(金) |

7 質問受付

- | | |
|----------|--|
| (1) 提出様式 | 質問書【様式第2号】による。 |
| (2) 受付期限 | 令和7年5月9日(金)正午【必着】 |
| (3) 提出先 | 「13 問い合わせ先」に同じ。 |
| (4) 提出方法 | 電子メールによる。
※件名を「質問(クリエイティブ関連企業合同企業説明会実施業務)」とすること。なお、提出した旨を電話で連絡すること。 |
| (5) 回答 | 質問に対する回答は、原則3日以内(土・日曜日・祝日を除く)に参加申込書の提出があった提案者全員に対し、電子メールで回答する。なお、回答は企画提案要領及び仕様書の追加又は修正等として扱うことがある。
※質問提案者名は公開しない。 |

8 参加申込

- | | |
|----------|--|
| (1) 提出様式 | 参加申込書【様式第1号】による。 |
| (2) 受付期限 | 令和7年5月14日(水)正午【必着】 |
| (3) 提出先 | 「13 問い合わせ先」に同じ。 |
| (4) 提出方法 | 電子メールによる。
※件名を「参加申込(クリエイティブ関連企業合同企業説明会実施業務)」とすること。なお、提出した旨を電話で連絡すること。 |

9 実施要領・仕様書・別紙様式第1～6号の配布

配布資料は、群馬県ホームページからダウンロードすること。

- (1) 「クリエイティブ関連企業合同企業説明会」実施業務プロポーザル実施要領【本資料】
- (2) 「クリエイティブ関連企業合同企業説明会」実施業務仕様書
- (3) 参加申込書【様式第1号】

- (4) 質問票【様式第2号】
- (5) 企画提案書表紙【様式第3号】
- (6) 業務実施体制【様式第4号】
- (7) 誓約書（群馬県暴力団排除条例第7条関係）【様式第5号】
- (8) 課税（免税）事業者届出書【様式第6号】

10 応募の手続き等

応募する場合は、次のとおりア～コの原本1部及び電子データ（PDF）を提出する。

(1) 提出書類

ア 企画提案書表紙【様式第3号】

イ 企画提案書本体【任意様式】

ウ 業務実施体制【様式第4号】

エ 費用見積書【任意様式】

※宛先は「群馬県知事 山本 一太」とし、内訳には各経費の単価、消費税及び地方消費税を明記すること。

※見積額が委託仕様書に記載した限度額を超えた場合は失格とする。

オ 実施スケジュール【任意様式】

カ 決算書の写し（直近のもの1期分）（半期決算の場合は2期分）（*）

キ 暴力団排除に関する誓約書【様式第5号】（*）

ク 法人登記簿謄本（3ヶ月以内に発行されたもの。コピー可）（*）

ケ 課税（免税）事業者届出書【様式第6号】

コ その他参考となる資料（会社概要パンフレット等）

※県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがある。

※群馬県「令和6・7年度物品等購入契約資格者名簿」登載者は（*）印の付いた書類の提出は不要

(2) 企画提案書本体の記載事項

ア 企画内容

「クリエイティブ関連企業合同企業説明会」実施業務仕様書に基づき、事業全体の構成を記載すること。なお、以下の項目は必ず企画内容に盛り込むこと。

- ・開催時期及び会場と、その考え方
- ・出展企業及び参加者の募集・周知方法
- ・合同企業説明会の実施内容（タイムスケジュールのイメージ等）

イ その他企画内容を説明するために必要な事項

企画提案内容を補足する事項があれば自由に記載すること。

ウ 実績

過去3年間の類似業務実績

エ その他

その他、提供できるサービス、アピールしたい事項、本事業に関する提案等あれば自由に記載すること。

(3) 提出期限

令和7年5月16日（金）正午【必着】

(4) 提出先

「13 問い合わせ先」に同じ。

(5) 提出方法

持参、郵送もしくは宅配便での送付により提出する。電子データ（PDF）のみ電子メールによる提出を受領する。

※持参により提出する場合は、土曜・日曜・祝日を除く9時から17時（5月16日（金）は12時）までとする。

※電子メールの件名は「応募（クリエイティブ関連企業合同企業説明会実施業務）」とすること。

※データのサイズが7MBを超える場合は、事前に群馬県に連絡した上で、県の指定するファイル共有システムにより提出することとする。

※提出した旨を電話で連絡すること。

(6) 提出書類の取扱い

- ・提出された応募書類等は返却しないものとする。
- ・提出された応募書類等は、審査の必要上、複製を作成することがある。
- ・審査の都合上、提出された応募書類等の全部又は一部について電子ファイルによる提出を求めることがある。
- ・提出された応募書類等は、事業者の選定のためにのみ使用し、機密保持には十分配慮する。ただし、事業者として採択された場合は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日法律第42号）、「群馬県情報公開条例」（平成12年6月14日条例第83号）に準じ、不開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて情報公開の対象となる。

1.1 審査

提出された書類に基づき審査（書類審査）を行い、最も優れた企画提案書の提出者を、委託業者の優先交渉者として決定し、委託契約の交渉を行う。

(1) 審査期間

令和7年5月19日（月）～5月22日（木）【予定】

(2) 審査方法

応募書類を基に書類審査を行う。

- ・審査項目 次の選定基準に基づいて審査を行う。
 - ①趣旨・目的を十分理解した内容となっているか
 - ②クリエイティブ関連企業合同企業説明会の運営方針・内容は適当か

- ③企業と学生、県が接点を設けるための工夫は十分か
- ④事業実施にあたっての実績・実施体制は十分か
- ⑤見積り金額等、費用算定が適切か

・結果通知 令和7年5月23日（金）【予定】

審査結果は有効な企画提案書の提出者に対して個別に通知する。

1.2 契約

(1) 契約方法

・企画提案内容がそのまま契約となるものではなく、具体的な契約内容及び委託金額は、群馬県との交渉で決定する。なお、優先交渉者との交渉が不調に終わった場合、次点とされた者と交渉する場合がある。

(2) 検査の実施

・適正な経理が行われていることを確認するため、中間検査及び完了検査、業務終了後の事務監査等（国の会計実地検査を含む）を行う場合がある。なお、本業務に関する証拠書類は委託契約終了後5年間保存するものとする。

1.3 問い合わせ先

〒371-8570 群馬県前橋市大手町1-1-1 群馬県庁11階北側
群馬県 産業経済部 e スポーツ・クリエイティブ推進課 拠点化推進係
担当者 西城

TEL 027-898-3696

メール supokuri@pref.gunma.lg.jp

1.4 注意事項

- ・提出期限後の提案者の都合による追加書類の提出、再提出及び差替えは一切認めない。
- ・提出された書類等に虚偽がある場合は、失格とすることがある。また、これにより群馬県が損害を被った場合には、賠償を請求することがある。
- ・参加申込書を提出した提案者が、企画提案書を提出期限までに提出しない場合は、本公募の参加を辞退したものとみなす。また、企画提案書提出後に辞退する場合には、速やかに連絡するとともに、その旨を書面により提出すること。
- ・本公募の参加に係る手続、提出書類で使用する言語及び通貨については、日本語及び日本国通貨とする。
- ・本業務は、「地域活性化雇用創造プロジェクト事業費補助金」を活用して実施する予定のため、法令、国・県の会計、財務規定に従った処理を行うこと。
- ・受託者が、契約に違反したとき又は履行が不完全であったときは、契約を解除することがある。この場合においても、受託者の損害を補償することはない。

1.5 要領記載外の事項

本実施要領に定めのない事項、又は記載事項について疑義が生じた場合には、必要に応じて関係者と協議の上、群馬県知事が定めるものとする。